横浜市道路高架下等利用計画検討会事務取扱細則 (新旧対照表・該当箇所抜粋)

改正前	改正後
(審査方法)	(審査方法)
第8条 道路管理者は、公募条件及び高架下等利用計画等の適合性につ	第8条 道路管理者は、公募条件及び高架下等利用計画等の適合性につ
いて事前確認し、適合しない提案書については、検討会の審査を行わ	いて事前確認し、適合しない提案書については、検討会の審査を行わ
ないこととし、その旨を検討会に報告する。	ないこととし、その旨を検討会に報告する。
2 検討会は、道路管理者が事前確認した提案書を第6条の審査・評価	2 検討会は、道路管理者が事前確認した提案書を第6条の審査・評価
基準(総合評価落札者決定基準)に従って審査する。	基準(総合評価落札者決定基準)に従って審査する。
3 審査結果は、各委員の提案書に対する点数(総合評価占用入札にお	3 審査結果は、各委員の提案書に対する点数(総合評価占用入札にお
いては、入札額の配点を含む)を合計し、順位を決定する。	いては、入札額の配点を含む)を合計し、順位を決定する。
4 合計点が同点の場合は、審査項目「地域への貢献に関すること」の	4 合計点が同点の場合は、審査項目「地域への貢献に関すること」の
各委員の合計点が高い提案書を上位とする。それによって上位が決定	各委員の合計点が高い提案書を上位とする。それによって上位が決定
できない場合は、会長の判断により順位を決定する。	できない場合は、会長の判断により順位を決定する。
	<u>5</u> 第8条第3項及び第4項において、各委員の提案書に対する点数
	(総合評価占用入札においては、入札額の配点を含む)が検討会で定
	める最低基準点(審査・評価基準(総合評価落札者決定基準)の合計
	点(総合評価占用入札においては、入札額の配点を含む)の6割)に
	満たない提案書については、順位の決定に含まないものとする。